参考資料１

議員提出条例に係る申合せ事項フローチャート

（現　行　申　合　せ）

条例作成の話

政策条例以外 → ①申合せ対象外 ②委員会付託省略が原則

政策条例

検討会で検討する場合は代表者会議の了承を経る

検討会、会派、政策集団、議員有志で検討

①事務局との事前協議
↓
②条例案要綱・条例案の作成
↓
③県民との協議
↓
④執行機関との協議
・議員の依頼による事務レベルの協議
・事務レベル協議が整わない場合の議員主体の協議
・議員主体の非公式協議
↓
⑤会派調整
（必要に応じて条例案調整会議の設置）
↓
⑥最終条例案

（①～④）必要に応じて有識者等への聞き取

事務局へ提出（開会日）≠議長・議会への提出

代表者会議・議会運営委員会での説明

議長へ提出＝議会へ提出
（一般質問最終日までの本会議開催日）

上程・提案説明（議会への提出日と同じ日）

全員協議会での説明

委員会への付託（一般質問最終日）

委員会での説明・質疑

本会議で採決（閉会日）

（新　申　合　せ）

条例作成の話

会派、政策集団、議員有志で検討する場合 → 検討中の条例に関する諸調査依頼以外には、事務局は関与しない。

議会で検討する場合

代表者会議、役選協議会等で検討の場を決定

委員会で検討する場合

①現状・問題点の検討
↓
②**委員**派遣による現地調査（必要に応じて）
↓
③条例案の方向性の決定（概要案）
↓
④執行機関からの意見聴取（必要に応じて）
↓
⑤**参考人招致**（必要に応じて）
↓
⑥**公聴会の開催**（必要に応じて）
↓
⑦③～⑥を受けて条例素案を作成
↓
⑧パブリックコメント（必要に応じて）
⑧執行機関からの意見聴取（必要に応じて）
↓
⑨全員協議会での説明
↓
⑩最終条例案

（②～⑦）②～⑦の順番は案件、状況によって異なる

委員会（委員長名で）が議長へ提出＝議会へ提出
（委員会の最終日までの委員会開催日）

議会運営委員会での説明

上程・提案説明（**閉会日の本会議**）

原則として委員会へは付託しない

検討会又は検討組織で検討する場合

①現状・問題点の検討
↓
②**議員**派遣による現地調査（必要に応じて）
↓
③条例案の方向性の決定（概要案）
↓
④執行機関からの意見聴取（必要に応じて）
↓
⑤**県民、有識者等からの意見聴取**（必要に応じて）
↓
⑥②～⑤を受けて条例素案を作成
↓
⑦パブリックコメント（必要に応じて）
⑦執行機関からの意見聴取（必要に応じて）
↓
⑧全員協議会での説明
↓
⑨最終条例案

（②～⑥）②～⑥の順番は案件、状況によって異なる

議長（事務局）へ提出＝議会へ提出
（一般質問最終日より前）

代表者会議・議会運営委員会での説明

上程・提案説明（**一般質問最終日までの本会議開催日**）

原則として委員会へ付託する

委員会で補充説明・質疑・採決

本会議で採決（閉会日）